

10. 弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、春日部市テニス協会会員および役員の弔慰金について定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、次の対象者が死亡した場合に適用する。

- (1) 常務理事・会計監事・専任理事・理事（クラブ代表者）
- (2) 名誉会長・顧問・相談役
- (3) 当協会が主催または主管する大会の開催中にコート上での事故が原因で死亡した会員
(死亡弔慰金)

第3条 香典として、1万円を霊前に供える。

但し、対象者の死亡の判明が1年を過ぎた場合は、香典を供えないこともある。

付 則

(実施期日)

この規程は、令和3年4月1日から実施する。